

平成22年度 第4回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成22年6月7日（月）午前10時00分～13分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾 我 紀 厚
委員 高 橋 敬 一
委員 佐 蔵 絢 子

【事務局職員】

次 長 加賀田 啓
任用課長 西 尾 孝 之 給与課長 稲 田 将
副主幹 松 本 秀 樹 副主幹 懸 樋 順 一
副主幹 川 口 豊 長

【傍聴者】 なし

4 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

報告第1号 労働者死傷病報告について

5 議事の公開・非公開

議案第1号及び報告第1号を公開とした。

6 議 事

(1) 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

6月定例県議会に提案されている条例案について、地方公務員法の規定に基づいて人事委員会に意見を求められている。

その内容は、以下のとおり地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正であり、異議はない。

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

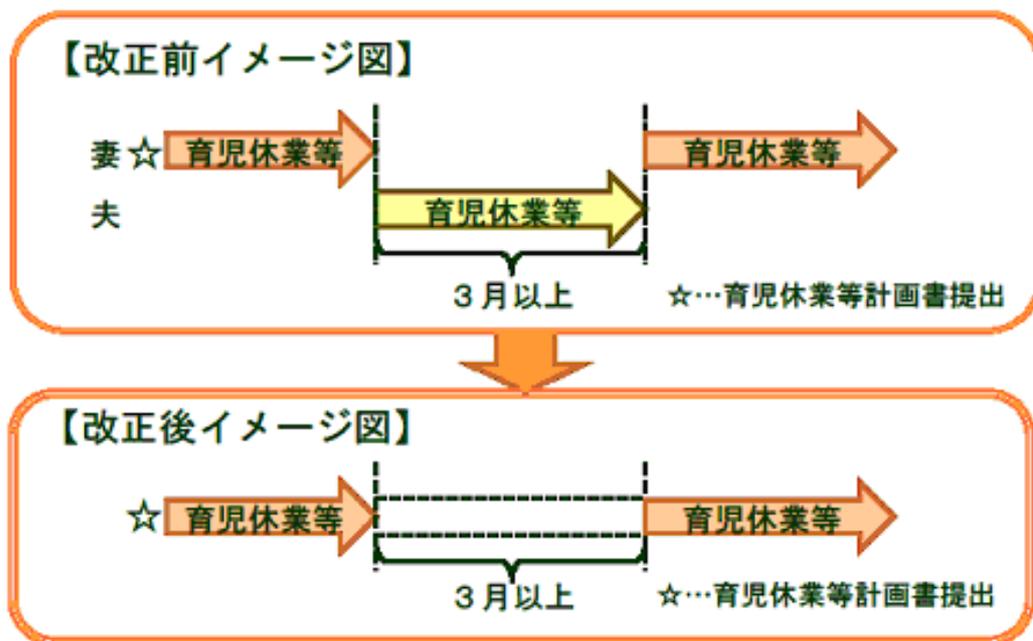
1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、仕事と生活の調和を図れる勤務環

境を整備するため、育児休業の終了後3月以上の期間の経過により再度の育児休業をすることができることとする等の改正を行う。

2 概要

- (1) 育児休業の承認の請求の際育児休業等計画書により申し出ていた場合には、当該育児休業の終了後3月以上の期間が経過した後、再度の育児休業をすることができることとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。



3 施行期日 公布の日

- (2) 報告第1号
労働者死傷病報告について、事務局が説明した。

【説明】

労働安全衛生規則第97条の規定に基づく報告であるが、重大な事故であったので報告させてもらうもの。

今後、事故原因が特定されたら速やかに警察本部から報告があるので、改めて委員会に報告する。

7 次回の人事委員会の開催

平成22年6月24日（木）午前10時00分から開催することとした。